

令和3年度三原市業務プロセス改革支援業務に係る  
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

標記業務を適切かつ良好に実施する能力を有する事業者を選定するため、企画提案を募集する。

2 業務概要

(1) 業務名称

令和3年度三原市業務プロセス改革支援業務

(2) 業務内容

「業務プロセス改革支援業務仕様書（以下、「仕様書」という。）」に記載のとおり。ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として選定された事業者の企画提案内容に応じて、一部変更する場合がある。

(3) 履行期間

契約締結日から令和4年2月28日までとする。

(4) 予算額

5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

本件に参加できる者は、以下に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、建設業者等指名除外要綱（平成17年三原市要綱第204号）の規定に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (3) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、市税等を滞納していない者であること。

4 スケジュール

公募開始（実施要領等の公表・配付開始）	令和3年4月2日（金）
質問書の提出期限	令和3年4月8日（木）12時
参加表明書等の提出期限	令和3年4月13日（火）17時
参加資格審査及び一次選定の結果通知	令和3年4月16日（金）予定※
企画提案書等の提出期限	令和3年4月26日（月）17時
企画提案審査（ヒアリング）	令和3年5月11日（火）予定
選定結果通知	令和3年5月14日（金）予定

※参加表明書の提出事業者（以下、「参加者」という。）が多数の場合、参加資格審査とあわせて、書面による一次選定を行い、その結果を通知する。

5 質問及び回答

(1) 提出方法

質問がある場合は、質問書（様式第1号）に質問事項を箇条書きで記載し、電子メールにより、件名を「業務プロセス改革支援業務に係る質問」とし、送信すること。なお、受信確認のため、提出した際は、電話でその旨を連絡すること。

(2) 提出期限

令和3年4月8日(木)12時まで【必着】

(3) 提出先

「10 書類等提出及び問い合わせ先」に同じ。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和3年4月12日(月)までに、三原市ホームページへ掲載する。

## 6 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

(ア) 参加表明書（様式第2号） 1部

(イ) 添付書類（該当者のみ ※を参照） 1部

※令和3・4年度三原市建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿、令和3～5年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿のいずれにも記載されていない者が参加表明書を提出する場合、次の5つの書類を添付すること。

- ・商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
- ・印鑑証明書 ※写し可
- ・市税の納税証明書 ※写し不可、三原市に納税義務がない場合は不要
- ・消費税及び地方消費税の納税証明書 ※写し可

※上記4点の証明書は提出日以前3か月以内に証明されたものを提出すること。

- ・決算書の写し（提出日の直前事業年度の1年間分の財務諸表のうち、①貸借対照表、②損益計算書）

(ウ) 会社概要書（様式第3号） 1部

(エ) 関連業務実績書（様式第4号） 2部（正本1部、副本1部）

(オ) 協力会社概要書（様式第5号） 1部

※本業務遂行のため、社外の協力を求める場合のみ作成すること。

(カ) 実施体制調書（様式第6号-1、第6号-2） 2部（正本1部、副本1部）

(2) 提出期限

令和3年4月13日(火)17時まで（土・日曜日を除く）【必着】に、持参又は郵送（一般書留・簡易書留・レターパック等、追跡サービスにより配達状況確認が可能な方法に限る。）すること。

(3) 提出先

「10 書類等提出及び問い合わせ先」に同じ。

(4) 参加資格審査

参加表明書提出後は、「3 参加資格」に示した要件について審査を行い、結果を令和3年4月16日(金)までに書面で通知する。なお、審査により、要件を満たさないこととなった場合、企画提案書は受け付けない。

## 7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

(ア) 見積書 8部（正本1部、副本7部）

- ・様式は任意とするが、合計金額（消費税及び地方消費税を含む）及び内訳を記載すること。

- ・内訳は、次の企画提案事項の項目（現状分析、改善策及び独自提案）ごとに、単価及び金額が分かるよう記載すること。いずれの項目にも該当しない費用は、その他費用として記載すること。
- ・押印は1部で、他は複写（製本不要）とする。

(イ) 企画提案書 8部（正本1部、副本7部）

a 一般事項

- ・用紙サイズはA4判で統一すること。図表サイズ等をやむを得ずA4以上の用紙を使用する場合は、A4サイズに折りたたむこと。
- ・ページ番号を各ページの下部中央に印字すること。
- ・企画提案書は、ヒアリングによる審査を想定し、20分以内に説明できるよう、全体を構成すること。
- ・提案は1社につき1提案とし、提出後の変更・加筆は一切認めない。
- ・いずれの提案についても実現可能な提案であること。

b 企画提案事項

- ・本業務の仕様書及び審査基準を踏まえ、次の項目及び順序により企画提案書を作成すること。

区分	項目	記載内容
審査基準Ⅱ (仕様書4)	現状分析	○業務遂行上の問題・課題の分析に関する考え方や手法 ▶ 調査及びヒアリング ▶ 業務プロセスやパフォーマンスの可視化 ▶ 問題点・課題の洗い出し
	改善策	○分析結果に基づく改善策の考え方や手法 ▶ 改善策の検討 ▶ 実行支援の内容 ▶ 実行結果の評価 ▶ 評価結果に基づく次回改善策の検討
	独自提案	○本事業に有効と考えられる独自の提案について
	工程・スケジュール	○業務工程・スケジュール ▶ 提案内容の業務工程やスケジュールを記載

(2) 提出期限

令和3年4月26日(月)17時まで（土・日曜日を除く）【必着】に、持参又は郵送（一般書留・簡易書留・レターパック等、追跡サービスにより配達状況確認が可能な方法に限る。）すること。

※持参の場合、受付時間は、8時30分から17時までとする。

(3) 提出先

「10 書類等提出及び問い合わせ先」に同じ。

8 審査方法及び基準

(1) 審査方法

提出された企画提案書等について、書面又はヒアリングにより、次の基準に基づき市職員で構成する事業者選定委員会において審査を行い、最も得点の高かった者を優先契約交渉事業者として選定する。

(ア) 一次選定

参加者が多数の場合、参加資格審査とあわせて、書面による一次選定を行う。一次選定は、別に定める審査基準のうち、審査基準Ⅰ（「業務実績」及び「実施体制」）を基準とする。一次選定を行った場合、参加資格審査の結果とあわせて、一次選定結果を通知する。

(イ) ヒアリング

- ・ 1社につき40分間（説明20分、質疑20分）とする。
- ・ 事前に提出のあった企画提案書を用いて行うこととし、提出後の差替え、追加は認めない。

(ロ) ヒアリング実施日時・場所等

令和3年5月11日(火)

※時間及び場所は、別途通知する。

(ハ) ヒアリングの中止

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、事態の収束が見込まれない場合は、ヒアリングを中止し、WEB会議サービス等を利用したヒアリング又は書面審査等の方法により審査する。その場合の選定方法は別途通知し、書面審査とする場合は、ヒアリング評価点数を差し引いた点数を満点とする。

(2) 審査基準

審査は、別に定める審査基準を使用して行い、評価基準点は60点（ヒアリング中止の場合は、50点）とする。総合得点が同点の企画提案があるときは、選定委員会で協議の上、選定するものとする。

(3) 結果通知及び公表

選定結果については、企画提案書の提出があった事業者（以下、「提案者」という。）に書面で通知するとともに、契約締結後、次の契約結果等を三原市ホームページへ掲載する。

- (ア) 契約の相手方
- (イ) 契約金額
- (ロ) 契約期間
- (ハ) 提案者名及び評価結果
- (ニ) 議事録

9 その他

- (1) 企画提案に関する費用は、参加者が負担する。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は、本業務に係る事務手続き以外の目的で使用しない。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合、提出書類を無効とする。
- (5) 企画提案書等の著作権は、原則として当該提案者に帰属する。ただし、採用した企画提案書等の著作権は、三原市に帰属する。
- (6) 三原市が定める評価基準点に満たない場合には失格とする。
- (7) 優先契約交渉事業者を特定した後の契約手続は、三原市契約規則（平成17年三原市規則第63号）による。
- (8) 優先契約交渉事業者は、契約締結後、令和3～5年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格者名簿への登載手続を行うものとする。
- (9) 提出書類について、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第18条第3項第3号の意思表示がない場合、三原市情報公開条例（平成17年3月22日条例第12号）に基づく開示が実施されることがある。

- 10 書類等提出及び問い合わせ先  
三原市経営企画部経営企画課 担当：國貞，三谷  
住 所：〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号  
電 話：0848-67-6280(直通) Fax：0848-64-7101  
E-Mail：keieikikaku@city.mihara.hiroshima.jp